

昭和四十八年総理府令第六十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則

瀬戸内海環境保全臨時措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五條第一項、第二項及び第七項（第八條第三項において準用する場合を含む）、第七條第二項、第八條第一項及び第二項並びに附則第二條第五項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、瀬戸内海環境保全臨時措置法施行規則を次のように定める。

（用語）

第一条 この省令で使用する用語は、瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「法」という。）で使用する用語の例による。

- 2 この省令において「排水基準」とは、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三條第一項の排水基準（同条第三項の規定により関係府県が排水基準を定めた場合にあつては、その排水基準）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第八條第一項の排出基準（排出水に係るものに限る。以下この項において同じ。）（同条第三項の規定により関係府県が排出基準を定めた場合にあつては、その排出基準）をいう。
- 3 この省令において「特定排水水」とは、水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令・通商産業省令第二号）第一條の五第一項に規定する特定排水水をいう。
- 4 この省令において「業種等」とは、水質汚濁防止法施行規則第一條の五第三項に規定する業種等をいう。

第二条 法の規定による許可の申請又は届出は、申請書又は届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

第三条 法第五條第二項第八号の環境省令で定める事項は、水質汚濁防止法第二條第二項に規定する特定施設にあつては用水及び排水の系統並びに特定施設（同条第八項に規定する有害物質使用特定施設（以下単に「有害物質使用特定施設」という。）に限る。）の設備とし、ダイオキシン類対策特別措置法第十二條第一項第六号に規定する水質基準対象施設にあつては用水及び排水の系統、ダイオキシン類発生抑制のための構造上の配慮及び運転管理に関する事項並びに緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法とする。

（特定施設の設置の許可の申請）
第三条 法第五條第二項第八号の環境省令で定める事項は、水質汚濁防止法第二條第二項に規定する特定施設にあつては用水及び排水の系統並びに特定施設（同条第八項に規定する有害物質使用特定施設（以下単に「有害物質使用特定施設」という。）に限る。）の設備とし、ダイオキシン類対策特別措置法第十二條第一項第六号に規定する水質基準対象施設にあつては用水及び排水の系統、ダイオキシン類発生抑制のための構造上の配慮及び運転管理に関する事項並びに緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法とする。

2 法第五條第一項及び第八條第一項の規定による許可の申請は、様式第一による申請書によつてしなければならない。
3 法第八條第二項の環境省令で定める事項は、様式第一に記載すべき事項とする。

（事前評価に関する事項）
第四条 法第五條第三項（法第八條第三項において準用する場合を含む。）の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一 当該特定施設を設置しようとする工場又は事業場の排水口の位置及び径
二 前号の排水口周辺の公共用水域（以下「周辺公共用水域」という。）について定められている水質汚濁に係る環境基準（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六條第一項に規定する基準をいう。）その他の水質汚濁に係る環境保全上の目標に関する事項
三 周辺公共用水域の水質の現況その他当該水域の現況に関する事項
四 第一号の各排水口における排出水の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該排出水の日当たりの通常の量及び最大の量
五 排出水の排出に伴い予測される周辺公共用水域の水質の変化の程度及び範囲並びにその予測の方法
六 その他当該特定施設の設置が環境に及ぼす影響についての事前評価に関して参考となるべき事項
七 前項第四号の排出水の汚染状態には、当該排出水に係る排水基準が定められている事項に関するものを含むものとする。

2 前項第四号の排出水の汚染状態には、当該排出水に係る排水基準が定められている事項に関するものを含むものとする。

第五条 法第七條第二項及び第八條第四項の規定による届出は、様式第二による届出書によつてしなければならない。

第六条 削除
（軽微な変更の届出）
第七条 法第八條第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一 様式第一の別紙一から別紙三までのその他参考となるべき事項の欄に記載した事項
二 様式第一の別紙四又は別紙五のその他参考となるべき事項の欄に記載した事項（排出水の量（排水系統別の量を含む。）に係るものに限る。）

（事前評価等を要しない場合）
第七条の二 法第八條第三項の環境省令で定める場合は、同条第一項の許可の申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 次のいずれにも該当すること。
イ 特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態（当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水口に係る排水基準が定められている事項に関するものに限る。）の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の一日当たりの通常の量及び最大の量が增大しないこと（処理施設により処理されない場合に限る。）
ロ 汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理後の汚水等の汚染状態（当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水口に係る排水基準が定められている事項に限る。）の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の一日当たりの通常の量及び最大の量が增大しないこと。
ハ 排出水の排出の方法（排水口の位置及び径並びに排出先を含む。以下本条において同じ。）に変更がないこと。
ニ 次のいずれにも該当すること。
イ 特定施設の使用時（汚水等の処理施設の使用時を含む。）において当該特定施設を設置する工場又は事業場の各排水口における排出水の汚染状態（当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水口に係る排水基準が定められている事項に関するものに限る。）の通常の値及び最大の値並びに当該排出水の一日当たりの通常の量及び最大の量が增大しないこと。
ロ 前号ハに掲げること。
三 次のいずれにも該当すること。
イ 前号イに掲げること。
ロ 排水口の使用の全部又は一部を廃止すること（この場合においては、既存の排水口を引き続き使用するときは、当該排水口について排出水の排出の方法に変更がない場合に限る。）
四 次のいずれにも該当すること。
イ 第二号イに掲げること。
ロ 排水水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用されていない水又は事業活動その他の人の活動に使用された水であつて、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚染状態が悪化しないものに供された水のみを排出する排水口の位置若しくは数又は排水

出先を変更すること（当該排水口以外の排水口について排出水の排出の方法に変更がない場合に限る。）
（氏名等の変更の届出）
第八条 法第九條の規定による届出は、法第五條第二項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては様式第五による届出書によつて、同項第八号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては様式第二による届出書によつて、特定施設の使用の廃止に係る場合にあつては様式第七による届出書によつてしなければならない。

（光ディスクによる手続）
第九条 法第十條第三項の規定による届出は、様式第八による届出書によつてしなければならない。

（光ディスクによる手続）
第九条の二 第三條第二項の規定による申請書並びに第五條、第八條及び第九條の規定による届出書並びにこれらの添附書面（以下この条において「申請書等」という。）の提出については、当該申請書等に明示すべき事項を記録した光ディスク及び様式第九の光ディスク提出書を作成することによつて行うことができる。

（光ディスクの構造）
第九条の三 前條の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
一 日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二又はX〇六〇六及びX六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク
二 日本産業規格X〇六〇九又はX〇六一一及びX六二四八又はX六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

（指導方針の報告）
第十条 法第十二條の四第三項の規定による報告は、指定物質の排出の状況その他参考となるべき事項に関する書類を添付して、指導方針を定め、又は変更しようとする日の三十日前までにするものとする。

（権限の委任）
第十一条 法第十二條の六第二項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

（指定都市の長等の通知すべき事項）
第十二條 法第二十三條第二項の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 次のいずれにも該当すること。
イ 特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態（当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水口に係る排水基準が定められている事項に関するものに限る。）の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の一日当たりの通常の量及び最大の量が增大しないこと（処理施設により処理されない場合に限る。）
ロ 汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理後の汚水等の汚染状態（当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水口に係る排水基準が定められている事項に限る。）の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の一日当たりの通常の量及び最大の量が增大しないこと。
ハ 排出水の排出の方法（排水口の位置及び径並びに排出先を含む。以下本条において同じ。）に変更がないこと。
ニ 次のいずれにも該当すること。
イ 特定施設の使用時（汚水等の処理施設の使用時を含む。）において当該特定施設を設置する工場又は事業場の各排水口における排出水の汚染状態（当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水口に係る排水基準が定められている事項に関するものに限る。）の通常の値及び最大の値並びに当該排出水の一日当たりの通常の量及び最大の量が增大しないこと。
ロ 前号ハに掲げること。
三 次のいずれにも該当すること。
イ 前号イに掲げること。
ロ 排水口の使用の全部又は一部を廃止すること（この場合においては、既存の排水口を引き続き使用するときは、当該排水口について排出水の排出の方法に変更がない場合に限る。）
四 次のいずれにも該当すること。
イ 第二号イに掲げること。
ロ 排水水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用されていない水又は事業活動その他の人の活動に使用された水であつて、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚染状態が悪化しないものに供された水のみを排出する排水口の位置若しくは数又は排水

一 法第五条第一項及び第八条第一項の規定による許可の申請の内容
 二 法第七条第二項、第八条第四項、第九条及び第十条第三項の規定による届出の内容
附則 この府令は、昭和四十八年十一月二日から施行する。

附則 (昭和五十四年五月一日総理府令第三〇号) 抄
 この府令は、瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(昭和五十四年六月十二日)から施行する。

附則 (平成二年九月二〇日総理府令第四五号)
 この総理府令は、平成二年九月二十二日から施行する。

附則 (平成五年一〇月二九日総理府令第四九号)
 この府令は、平成六年四月一日から施行する。

附則 (平成五年一月一日九日総理府令第五二号)
 この府令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一一年三月三十一日総理府令第二六号)
 この府令は、平成十二年十月一日から施行する。

2 この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附則 (平成一二年二月二七日総理府令第六七号) 抄
 (施行期日)
第一条 この府令は、法の施行の日(平成十二年一月十五日)から施行する。

(瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第五条 前条の施行の際現にある同条による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附則 (平成一二年二月八日総理府令第七号) 抄
 (施行期日)

第一条 この府令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中水質汚濁防止法施行規則様式第一の改正規定、第六条中悪臭防止法施行規則目次の改正規定、第七条中瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則様式第一及び様式第二の改正規定、第九条中湖沼水質保全特別措置法施行規則第三条及び第十一条の改正規定並びに第十一条中特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第八条及び第十五条の改正規定
 公布の日
 (瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第三条 この府令の施行の際現にある第七条の規定による改正前の瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則様式第一の別紙三及び別紙四並びに様式第二の別紙三及び別紙四による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附則 (平成一二年八月一日総理府令第四九号) 抄
 この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成一三年一月二二日環境省令第三七号)
 この省令は、平成十三年十二月一日から施行する。

附則 (平成一六年一月三〇日環境省令第一号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一七年九月二〇日環境省令第二〇号)
 (施行期日)
第一条 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

二 この省令の施行前に法令の規定により環境大臣に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項(この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所に委任された権限に係るものに限る。)で、この省令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法令の規定により地方環境事務所に長に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、当該法令の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)
第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二四年三月二七日環境省令第三号) 抄
 (施行期日)
第一条 この省令は、平成二十四年六月一日から施行する。

(経過措置)
第九条 水質汚濁防止法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出は、新規様式第一の例による届出書を提出して行うものとする。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (令和二年三月三〇日環境省令第九号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和二年九月二五日環境省令第二二号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和二年二月二八日環境省令第三一号)
 (施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)
 1 この省令は、公布の日から施行する。
 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(施行期日)
 1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)
 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (令和三年三月二五日環境省令第三号)
 (施行期日)

別紙6 買入及び買入の記録

買入及び買入の記録	買入及び買入の記録		
	買 入 日	買 入 単 位	買入総額(円)
買 入 日 買入総額			

別紙7 特定記録の取得

特定記録の取得	特定記録の取得		
	取 得 日	取 得 単 位	取得総額(円)
取 得 日 取得総額			

備考 1 取得記録は、取得記録の取得に要する費用を記載する。 2 取得の単位は、当該取得記録の取得に要する費用を記載する。

様式第4 (個人用紙)

氏名等変更届書 年 月 日

申請加筆 (住所) 届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏名(名称)、住所、所在地に変更があったので、届出内容確認後、届出記録簿の届出に基き、次のとおり届出します。

変更の内容	変更前	変更後	届出番号	年 月 日
変更内容				
変更年月日	年 月 日	年 月 日		
変更の理由				

備考 1 届出の欄には、記載しないこと。 2 届出の大きさは、日本縦向きA4とする。

様式第3 削除
様式第4 削除
様式第5 (第8条関係)

様式第7 (個人用紙)

特定記録取用届出書 年 月 日

申請加筆 (住所) 届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

特定記録の取用を求めたので、届出内容確認後、届出記録簿の届出に基き、次のとおり届出します。

取用記録の種類	取用前	取用後	届出番号	年 月 日
取用記録の種類				
取用年月日	年 月 日	年 月 日		
取用理由				

備考 1 届出の欄には、記載しないこと。 2 届出の大きさは、日本縦向きA4とする。

様式第6 削除
様式第7 (第8条関係)

様式第8 (第9条関係)

承認書

年 月 日

府県知事 殿

申請人 氏名又は名称並びに住所並びに代表者
人又はその地位を記載する

特定施設に係る居住者の地位を承継したため、都府内労働環境改善特別措置法第19条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

上場又は事業譲渡の名称	年 月 日
工場又は事業譲渡の所在地	年 月 日
特定施設の種類	年 月 日
特定施設の設置場所	年 月 日
承認の日付	年 月 日
代表者 氏名又は名称	
住所	
承認の理由	

備考 1 届出の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第9 (第9条の2関係)

光ディスク提出書

年 月 日

府県知事 殿

申請人 氏名又は名称並びに住所並びに代表者
人又はその地位を記載する

都府内労働環境改善特別措置法 第19条 第5項の規定による申請に基づき提出し提出すべき書類(その説明書を含む)に添付すべき事項を記録した光ディスクを以下のとおり提出します。

本提出書に記載されている光ディスクに記載された事項は、事実と相違ありません。

1. 光ディスクに記載された事項
2. 光ディスクと併せて提出される書類

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 法令の条項については、当該申請又は提出の職務条項を記載すること。
3 「光ディスクに記載された事項」の欄には、光ディスクに記載されている事項を記載するとともに、二枚以上の光ディスクを提出するときは、光ディスクの識別番号を付し、その順序ごとに記録されている事項を記載すること。
4 「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該申請又は提出の届出に添付書類として提出されている光ディスクに記載されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合に於ては、その書類名を記載すること。